

高事 第 2279 号

令和7年11月19日

介護サービス事業者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護サービス利用者の体調急変時における救急搬送時の付き添いについて（再通知）

日頃から本府高齢福祉の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

先般、大阪府ホームページにて実施しました「令和7年度大阪府内介護施設・事業所における救急搬送時の実態調査」にご協力いただきありがとうございました。

アンケート結果から令和6年4月9日付高事第1080号でお知らせしました、別紙「情報共有シート」を、知らないと回答された事業所等がありましたので、改めて活用いただきますよう、お知らせします。

なお、同様の内容で既に使用されている場合は、様式の変更等の必要はございません。

また、府健康医療部からも改めて救急搬送先となる医療機関に対して、事業所等の実情を踏まえて過度な負担を求めることがないよう配慮を求めているところです。

事業所等において、別紙「情報共有シート」に必要な項目に記載いただくことで利用者の急変に備え、スムーズな対応が可能となるよう、ご協力の程、よろしく申し上げます。

**【問合せ先】**

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

居宅グループ

電話：06-6944-7099（直通）

高事第1080号

令和6年4月9日

介護サービス事業者 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護サービス利用者の体調急変時における救急搬送時の付き添いについて（通知）

日頃から本府高齢福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

先般の介護サービス利用者の体調急変時における救急搬送時の付き添い等についてのアンケートにご協力いただきありがとうございました。

アンケートの結果、多くの介護サービス事業所等において、利用者の救急搬送が必要となった場合に、病院や救急隊員からの要請を受けて、職員が付き添いを行っていることがわかりました。

事業所等においては、利用者が適切に医療処置を受けることができるように対応する必要があると認識され緊急搬送時に付き添いいただいておりますが、一方で、事業所等の人員体制等によっては、必ずしも付き添いできない場合があることも想定されます。

そのため、先般、府健康医療部から、改めて救急搬送先となる医療機関に対して、救急搬送時に付き添いを求める際には、事業所等の実情を踏まえて過度な負担を求めることがないよう配慮を求めたところでございますのでご承知おきください。

また、医療機関が付き添いを求める理由には、利用者の既往歴等の情報把握があることから、予め、事業所等が利用者の既往歴等をまとめておき、救急隊員に情報提供することでスムーズな対応が可能となる事例もありますので、事業所等においては、利用者の体調急変に備え、日頃より、利用者の既往歴等を把握いただき、別紙をご参考にまとめておいてくださいますようお願いいたします。

なお、同様の内容で既にまとめている場合は、改めて別紙を作成していただく必要はございませんことを申し添えます。

**【問合せ先】**

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

居宅グループ

電話：06-6944-7099（直通）